

廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準（積替え保管）について

越谷市廃棄物指導課

- あらかじめ、**積替え後の運搬先が定められている**こと。
- 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所で適切に保管できる量を超えないこと。
- 搬入された産業廃棄物の**性状に変化が生じない**うちに搬出すること。
- 保管は次の要件を満たす場所で行うこと。

(1) **周囲に囲いが設置**されていること。産業廃棄物の荷重が囲いにかかる場合は、荷重に対して構造耐力上安全であること。

(2) 見やすい箇所に以下の事項を記載した縦60cm×横60cm以上の**掲示板が設置**されていること。

- ①産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨
- ②保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）
- ③保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④屋外で産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は保管の最高高さ（最大保管高さ）
- ⑤積替えのための保管上限（最大保管量）

産業廃棄物積替え保管場所	
産業廃棄物の種類	がれき類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	●●興業(株) 048-XXXX-XXXX
最大保管高さ	2.0m
最大保管量	50㎡

60cm以上

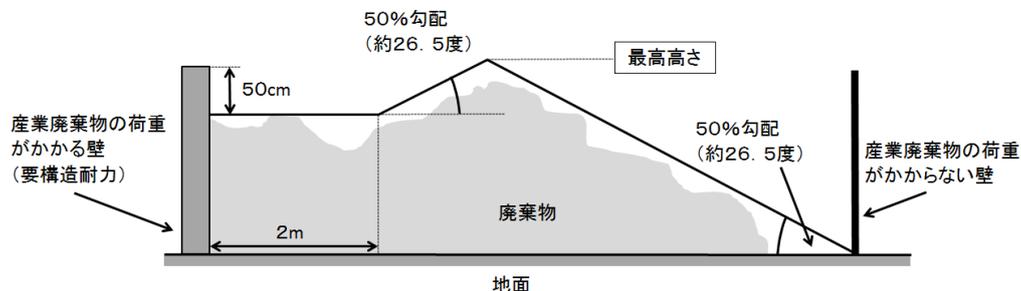
60cm以上

- 保管場所から**産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しない**ように次の措置を講ずること。

(1) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、**公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備**を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 屋外で産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた**産業廃棄物の高さが以下に定める高さを超えない**ようにすること。

- ①産業廃棄物が囲いに接しない場合  
 囲いの下端から勾配50%以下（勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度）
  - ②産業廃棄物が囲いに接する場合  
 囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下
- (3) その他必要な措置を講ずること。



- 保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の積替え保管を行う場合には、**石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等がその他の物と混合するおそれのない**ように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- 保管する**産業廃棄物の数量が、保管場所における一日当たりの平均的な搬出量の7日分**を超えないようにすること。